

厚生労働省発健 0222 第 1 号
令和 3 年 2 月 22 日

各 { 都道府県知事
市町村長 } 殿
{ 特別区長 }

厚生労働事務次官
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱」により行うこととされ、令和3年1月28日から適用することとされたので通知する。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱

厚生労働省発健 0222 第 1 号
令和 3 年 2 月 22 日

(通則)

- 1 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 25 条第 1 項に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に係る市町村の支弁事業については、予算の範囲内において交付するものとし、予防接種法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この国庫負担金は、予防接種法附則第 7 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 6 条第 1 項に基づく新型コロナウイルスワクチン接種を実施することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この国庫負担金は、予防接種法附則第 7 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 25 条第 1 項の市町村が行う支弁事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この国庫負担金の交付額は、次により算出された合計額とする。
 - (1) 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める負担率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 負担率
予防接種法附則第7条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第1項の市町村が行う支弁事業	次により算定した額の合計額 (1) 接種実施者 2,277円*×接種実施回数 ※2,070円×消費税 (2) 予診のみ 1,694円*×予診のみ実施回数 ※1,540円×消費税 (3) 6歳未満の加算 726円*×(1)及び(2)において6歳未満の小児の予診実施回数 ※660円×消費税	予防接種法附則第7条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第1項の規定に基づいて市町村が支弁する新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用	10/10

(交付の条件)

5 この国庫負担金の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) この国庫負担金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により負担金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第9により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 6 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第3により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い別に定める日までに行うものとする。
- なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 この国庫負担金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- 都道府県知事は、6の(1)又は7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(負担金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、6に係る国庫負担金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村に対し別紙様式第4又は別紙様式第5により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この国庫負担金の事業実績報告書は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第6による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第7により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(負担金の額の確定通知)

- 12 都道府県知事は、11に係る国庫負担金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村に対し別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により 4、6、7 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金調書

令和 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付決定額	負担率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担金相当額	支出済額	うち国庫負担金相当額	翌年度繰越額	うち国庫負担金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(項) 感染症対策費 (目) 新型コロナウイルス ワクチン接種対策費 負担金													

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の負担金の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付申請について

標記について、次により令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請総額 金 円
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円

2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金所要額内訳（別紙（1））

3 添付書類
（1）令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（2）その他参考となる資料

4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請総額 金 円（A）
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円（B）

前回までの交付決定額 金 円（C）
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円（D）

差引今回変更増△減額 金 円（A）－（C）
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円（B）－（D）

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 $(A) - (B) = (C)$	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (C) (D) 及 び (E) のい ずれか少ない額 (F)	国庫負担 基本額 (F) = (G)	負担 率 (H)	国庫負担 所要額 $(G) \times (H) = (I)$	既交付 決定額 (J)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 $(I) - (J) = (K)$	備考
予防接種法附則第7条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第1項の市町村が行う支弁事業	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	内訳は別紙のとおり
計												

- (注) (1) 対象経費支出予定額の内訳については別紙に記載すること。
(2) (J) 欄及び (K) 欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

対象経費支出予定額内訳

市町村名 _____

区分	対象経費支出予定額				備考
	規格 (型式)	数量	単価	金額	
予防接種法附則第7条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第1項の市町村が行う支弁事業			円	円	
計					

(注) 事業報告書は別葉とすること。

事業実施計画書

市町村名 _____

(1) 事業実施期間	
(2) 予定実施数 ① 接種実施予定者数 ② 予診のみ実施予定者数 ③ ①及び②のうち6歳未満の予診実施予定者数	

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和○年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費
国庫負担金交付申請書の提出について

標記について、本都道府県管内の市町村が行う令和○年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として、次の金額について、管内市町村長から「令和○年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

1 申請総額 金 円
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円

2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金所要額内訳（別紙（1））

3 添付書類
別紙様式第2による市町村別国庫負担金交付申請書

4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請総額 金 円（A）
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円（B）

前回までの交付決定額 金 円（C）
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円（D）

差引今回変更増△減額 金 円（A）－（C）
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円（B）－（D）

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金所要額内訳

1 所要額内訳

市町村名	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (C) (D) 及 び (E) のい ずれか少ない額 (F)	国庫負担 基本額 (F) = (G)	負 担 率 (H)	国庫負担 所要額 (G) × (H) = (I)	既交付 決定額 (J)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (I) - (J) = (K)	備考
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
計								/				

(注) (1) 各市町村から提出のあった別紙様式2別紙（1）の内容を審査し、適正と認めた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は適宜行を追加すること。

(2) (J) 欄及び (K) 欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

令和○年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和○年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条 [第 1 項の規定により令和 年 月 日
第 3 項の規定により令和 年 月 日
厚生労働省発健第 号をもって、
厚生労働省発健第 号をもって、修正のうえ（注）修正交付決定をする場合
次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。]

令和 年 月 日

都道府県知事

- 1 この国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日厚生労働省発健第 号厚生労働事務次官通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は、[令和 年 月 日申請書記載のとおりである。
2 のとおりである。（注）修正交付決定をする場合]
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は別紙のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 3 この国庫負担金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この国庫負担金は、交付要綱の 5 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の 11 に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙

都道府県名： _____

(単位:円)

市町村名	事業に要する経費	国庫負担金の額

令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金変更交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日厚生労働省発健第 号で交付決定された令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金については、令和 年 月 日第 号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発健第 号をもって、
〔決定の内容の一部を
修正のうえ決定の内容の一部を（注）修正交付決定をする場合〕次のおり変更することに
決定されたので通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 1 この国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日厚生労働省発健第 号厚生労働事務次官通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、〔令和 年 月 日申請書記載のおりである。〕
2のおりである。（注）修正交付決定をする場合
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は別紙のおりである。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

都道府県名： _____

(単位：円)

市町村名	事業に要する経費	(内今回増減額)	国庫負担金の額	(内今回増減額)

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金経費所要額精算書（別紙（1））
- 3 添付書類
（1）令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
（2）その他参考となる資料

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金経費所要額精算書

1 所要額内訳

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 (C) (D) 及び (E) のいずれか 少ない額 (F)	国庫負担 基本額 (F) = (G)	負 担 率 (H)	国庫負担 所要額 (G) × (H) = (I)	国庫負担 交付決定額 (J)	国庫負担 受入済額 (K)	差引国庫 負担過△ 不足額 (K) - (I) = (L)	備考	
	円	円	円	円	円	円	円		円			円		
予防接種法附則第7条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第1項の市町村が行う支弁事業													円	内訳は別紙のとおり
計														

(注) 対象経費の実支出額の内訳については別紙に記載すること。

対象経費実支出額内訳

市町村名 _____

区分	対象経費実支出額				備考
	規格 (型式)	数量	単価	金額	
予防接種法附則第7条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第1項の市町村が行う支弁事業			円	円	
計					

(注) 事業報告書は別葉とすること。

事業実施報告書

市町村名 _____

(1) 事業実施期間	
(2) 実施数 ①-1 接種実施者数 ①-2 ①-1のうち6歳未満の 予診実施者数 ②-1 予診のみ実施者数 ②-2 ②-1のうち6歳未満の 予診実施者数	

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金に係る事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、とりまとめて提出する。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 精算総額 | 金 | 円 |
| | 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 | 金 | 円 |
| 2 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金経費所要額精算書(別紙(1)) | | |
| 3 | 添付書類 | | |

別紙様式第 6 による市町村別事業実績報告書

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金経費所要額精算書

1 所要額内訳

市町村名	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 (C) (D) 及 び (E) のい ずれか少ない額 (F)	国庫負担 基本額 (F) = (G)	負 担 率 (H)	国庫負担 所要額 (G) × (H) = (I)	国庫負担 交付決定額 (J)	国庫負担 受入済額 (K)	差引国庫 負担過△ 不足額 (K) - (I) = (L)	備考
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	
計								/					

(注) 各市町村から提出のあった別紙様式6別紙（1）の内容を審査し、適正と認めた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は適宜行を追加すること。

令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付額の確定通知書

市町村名

令和 年 月 日厚生労働省発健第 号で交付決定通知された令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日厚生労働省発健第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。

超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

別紙

都道府県名: _____

(単位:円)

市町村名	交付額

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣

補助事業者名

令和〇年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号により交付決定のあった令和〇年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金について、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱5の(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。